

## 役員選挙規程

(昭和 32 年 12 月 21 日理事会決議)	(昭和 35 年 2 月 19 日一部改正)
(昭和 42 年 11 月 28 日一部改正)	(昭和 47 年 10 月 26 日一部改正)
(昭和 53 年 11 月 27 日一部改正)	(昭和 61 年 12 月 5 日一部改正)
(平成 6 年 10 月 24 日一部改正)	(平成 7 年 1 月 23 日一部改正)
(平成 11 年 7 月 19 日一部改正)	(平成 12 年 4 月 24 日一部改正)
(平成 12 年 7 月 24 日一部改正)	(平成 14 年 9 月 24 日一部改正)
(平成 23 年 7 月 19 日一部改正)	(平成 25 年 10 月 24 日一部改正)
(平成 27 年 2 月 16 日一部改正)	(平成 28 年 5 月 17 日改正)
(平成 29 年 12 月 18 日改正)	

(総 則)

第 1 条 役員選挙については、一般社団法人電子情報通信学会定款並びに規則の定めるものの外、この規程による。

2. 本規程のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職について適用する。

第 2 条 理事会は、毎年 12 月中に、次年度に改選される役員候補者を推薦する。

第 3 条 推薦候補者の数は、次のとおりとする。

- 理 事 (次期会長) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (副会長: 学術強化担当) 1 名
- 理 事 (副会長: 学会運営・組織強化担当) 1 名
- 理 事 (総 務) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (会 計) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (編 集) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (企 画) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (調 査) 2 名 (少なくとも 1 名)
- 理 事 (編集長) 1 名
- 理 事 (企画戦略室長) 1 名
- 理 事 (規格調査会委員長) 1 名
- 理 事 (次期ソサイエティ会長: 基礎・境界ソサイエティ) 2 名
- 理 事 (次期ソサイエティ会長: 通信ソサイエティ) 2 名
- 理 事 (次期ソサイエティ会長: エレクトロニクスソサイエティ) 2 名
- 理 事 (次期ソサイエティ会長: 情報・システムソサイエティ) 2 名
- 監 事 2 名 (少なくとも 1 名)

第 4 条 理事会は、各ソサイエティからの推薦に基づいて次期ソサイエティ会長の候補者を決定し、毎年 12 月中に推薦する。

(候補者名簿)

第 5 条 候補者名簿は、理事会推薦の候補者について作成する。

第6条 候補者名簿には、役職別毎に候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ約500字以内（英文 約250Word 以内）の略歴等を付記する。

（投票フォーム）

第7条 投票フォームに記載する候補者氏名及びその順序は候補者名簿と同じとする。

第8条 投票フォームは、2月に正員及び正員であった名誉員(以下、正員等という。)にWeb上で開示する。

（投票）

第9条 投票は無記名とする。投票期間は2月の投票フォーム開示日から約1カ月とし、年度ごとに理事会で定める。

第10条 正員等は、その国籍あるいは居住地に係わらず、役職別毎に候補者が2名の場合には1名を選定し、投票することができる。

2. 正員等は、役職ごとに候補者が1名の場合は各候補者の選定投票（信任・不信任投票）を行うことができる。
3. 正員等は所属するソサイエティの次期ソサイエティ会長候補者の選定投票を行うことができる。
4. 理事としてのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長を選出する資格を有するソサイエティは、下記のソサイエティとする。
  - ・基礎・境界ソサイエティ
  - ・通信ソサイエティ
  - ・エレクトロニクスソサイエティ
  - ・情報・システムソサイエティ
5. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの正員等は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの次期ソサイエティ会長候補者の選定投票を行うことができる。

第11条 正員等は、候補者名簿に記載された者以外の者に投票することはできない。

第12条 投票は、指定期日までに終了することを要する。

第13条 総務理事は、前条により投票された投票データを整理し管理する。

（開票）

第14条 開票には、会長又は会長の指名する理事の立合いを要する。

（無効投票）

第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効となる。

- イ. 正規の投票フォーム（電子投票システム）を用いないもの。
- ロ. 記入した選定数が第10条に定める数に合致しないもの。  
ただし、この場合、無効の範囲はその役職のみとする。

第16条 前条によるほか、効力に疑義のあるものについては、第14条による立合人が判定する。

（補則）

第17条 定時社員総会後の第1回理事会における会長及びソサイエティ会長候補者は、

役員選挙で当選し前年度において次期会長及び次期ソサイエティ会長を務めた者とする。

(付 則)

1. ソサイエティ会長の選挙は、役員及び評議員の選挙と同時に行うものとする。
2. 平成7年度のソサイエティ会長は、第4条及び第5条にかかわらず、平成6年度の各グループ運営委員長を、対応するソサイエティにおける理事会推薦ソサイエティ会長候補者とする選挙により選任する。

(付 則)

1. 平成14年5月28日通常総会の規則改正に伴う第16条の経過措置は以下のとおりとする。
  - ア. 改正1年目は次期会長並びに会長を選挙で選出し、次期会長、会長並びに前期会長が理事となる。
  - イ. 改正2年目は次期会長を選挙で選出し、次期会長、会長並びに前期会長が理事となる。

(付 則)

1. 平成23年7月19日の改正は、一般社団法人設立登記の日から施行する。

但し、平成23年度に予め実施する役員候補者の選出は、本改正を準用して実施する。即ち、平成23年度に実施する選挙では、評議員選挙は実施しない。また、在京及び地方在住副会長の選挙等は、本改正に則り実施する。

(付 則)

1. 平成25年10月24日の改正は、改正日から施行する。

(付 則) 平成27年2月16日の改正

1. 平成27年2月16日の改正は、改正日から施行し、平成28年度役員選挙から適用する。

(付 則) 平成28年5月17日改正

1. 本改正は、改正日から施行し、平成29年度役員選挙から適用する。

(付 則) 平成29年12月18日改正

1. 本改正は、改正日から施行し、平成30年度役員選挙から適用する。